

外国人乳幼児が多い認可外保育施設 における指導監督基準の特例について

令和7年3月24日

こども家庭庁成育局保育政策課
認可外保育施設担当室

1. 認可外保育施設における指導監督基準等について

(1) 認可外保育施設の概要

- 児童福祉法第59条第1項に基づき、保育を行うことを目的とした施設で必要な届出をしていない又は認可を受けていない施設をいう。

児童福祉法（抄）
第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

(2) 認可外保育施設等の職員配置基準

認可保育所 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) ＜定員20人以上＞	認可外保育施設 (認可外保育施設指導監督基準) ＜定員6人以上＞	認可外保育施設（特例措置） (認可外保育施設指導監督基準) ＜定員6人以上＞
○配置基準 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1歳児 6 : 1 (※1) 2歳児 6 : 1 3歳児 15 : 1 (※2) 4・5歳児 25 : 1 (※2) (※1) 加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。 (※2) 加算措置とともに、経過措置として 当分の間は従前の基準による運営を妨げない。 ○職員：配置基準上認められるのは保育士のみ 嘱託医及び調理員 (※3) (※3) 認可保育所で調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。	○配置基準 (児童) : (保育者) 0歳児 3 : 1 1、2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 ○職員：配置基準上求められる保育者の 3分の1以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）資格が必要	○配置基準 (児童) : (保育者) 0歳児 3 : 1 1、2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 ○職員：保育士1人以上の配置及び外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者の十分な数の配置が必要

2. 特例措置に関するこれまでの動向

年月日	内 容
令和 5 年12月26日	○ 第61回 国家戦略特別区域諮問会議決定 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（抜粋） 2 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開 ④ 外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例 ・ 利用する乳幼児のおおむね半数以上が外国人である認可外保育施設について「外国の保育士資格保有者」や「外国人の乳幼児の保育に知識経験を有する者」を十分な数配置し、かつ日本の保育士資格保有者を1名以上配置している場合は、指導監督基準上の保育従事者の要件（保育従事者のおおむね3分の1以上を有資格者とするこ と）を適用しないことができる特例の全国展開について、保育の質の確保等の観点から、検証結果を踏まえて、2024年度中に結論を得る。

3. 調査研究事業による主な調査・分析結果

(1) 認知度・意向について

- ・ 本特例措置を「知っている」と回答した自治体は77.4% (82/106自治体)。
- ・ 本特例措置を知っている自治体のうち、国家戦略特区に該当する自治体について、活用に関心があると回答した自治体は8.1% (3/37自治体)。活用に関心はないと回答した自治体は54.1% (20/37自治体)。
- ・ 本特例措置を知っている自治体のうち、国家戦略特区に該当しない自治体について、活用に関心があると回答した自治体は6.7% (3/45自治体)。活用に関心はないと回答した自治体は37.8% (17/45自治体)。

(2) メリットと課題

本特例措置について、自治体において認識されているメリット及び課題は以下のとおり。

<メリット>

- ・ 日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する 【50.9% (54/106自治体)】
- ・ 外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える 【50.0% (53/106自治体)】
- ・ 外国人乳幼児の文化背景に理解をもつ保育人材が増える 【33.0% (35/106自治体)】
- ・ 保育の担い手不足が解消する 【33.0% (35/106自治体)】

<課題>

- ・ 外国人乳幼児の保育の知見を持つ人材との文化の違いにより、保育方法の違いが生じる 【42.5% (45/106自治体)】
- ・ 日本の保育士・看護師を保有する者への負担が増加する 【29.2% (31/106自治体)】
- ・ 乳幼児の安全確保に課題が生じる 【28.3% (30/106自治体)】
- ・ 保育の質が低下する 【24.5% (26/106自治体)】

※ 上記のほか「地域の小学校への入学など、当該地域での生活に課題が生じる」、「不適切保育や虐待に対する理解の違いが懸念され、それに伴い管理者や同僚職員による理解促進や改善指導の取組みに課題が生じる」等の意見もあった。

(3) 特例措置活用施設の事例

< 沖縄県 A 施設 >

① 職員について

- 職員は、モンテッソーリ資格が必須。一方、モンテッソーリ資格は、**保育の安全に関する知識を有するものではないため、施設独自に研修等を実施。**
- 虐待の疑い等、各機関との情報連携を必要とする場合は、日本の保育士資格を有する人材が対応。**

② 効果・課題について

- 外国人乳幼児とコミュニケーションを取れない人材を確保する必要がなくなり、**保育の質に対する懸念が解消**された。
- 保育料が無償**になったことや、指導監督基準を充足しているとみなされることによる印象の変化等により、特に日本人乳幼児をもつ家庭から、類似の保育理念を持つ施設からの転園を相談されるケースが増えた。
- 卒園後は、米軍基地内の小学校に進学するケースが多い。**日本の学校に進学する幼児についても、言語面で躓いたという報告は受けていない。
- 外国人乳幼児の保育にあたり、**特段の課題感を感じていない。**

※ 沖縄県からは当該施設に関し、デリケートゾーンは触らない等の文化の違いから、**オムツ交換が行われておらず、衛生面の観点から指導を行っている**こと。指導内容についても文化の違いから、理解いただくことが難しいことについての意見もあった。

< 愛知県 B 施設 >

① 職員について

- 職員は、ポルトガル語を話せること及びブラジルの小学校教諭の資格を有していることが必須。
- 日本の保育士資格を有する人材は、日本語を教える先生として乳幼児に関与。

② 効果・課題について

- 保育料が無償**になり、外国人乳幼児が入園しやすくなる。結果として、他の保育施設の枠が空き、待機児童の解消にもつながる。
- おおよそ**半数は日本の小学校へ入学**する。小学校では、**食事や言葉の面で躓くケースが見受けられるため、日本の小学校に進学させる意向の場合は、年中頃から転園を勧めている。**
- 当施設の職員が言語のサポートをするために、2週間小学校に通うことになったケースもあり。

(4) 検証の有効性

- ・ 外国人乳幼児における日本での生活のパターンとして、下記2つが浮かび上がった。
 - ① 比較的**短期の滞在**もしくは 母語を中心とした生活コミュニティ（米軍基地等）が存在する
 - ② 比較的**中長期の滞在**もしくは 日本語・日本文化をベースに生活をする必要がある
- ・ いずれも、採用する外国資格等によっては安全面を考慮する必要があるほか、②のケースは、安全面の考慮に加えて**地域に馴染めないといった懸念**もある。
- ・ ②の事例は、**令和6年6月から特例措置を活用している1施設のみ**であり、全国展開における課題を検証する数として十分か。

4. 対応方針（案）

- 本特例措置の活用については、保護者や外国人乳幼児との円滑なコミュニケーションが実現するなど、一定のメリットがあることが把握できた。
- また、特例措置活用施設のうち、比較的短期の滞在ケースについては、地域に馴染む必要性も低く、小学校への進学に当たっての特段の課題は生じていない。
- 一方で、
 - ・ 特例措置の検証期間及び検証ケースが十分ではないこと
 - ・ 多くの自治体において、安全の確保や保育の質、日本人保育士の負担増などに対する懸念があること
 - ・ 特例措置活用施設のうち、比較的中長期の滞在ケースについては、地域に馴染めないといった懸念があること
 - ・ 比較的短期の滞在ケースにおいても文化の違いによる衛生面の懸念があったことなどの課題も確認できた。
- **全国展開については、これらの課題に対する対応策と併せて検討することが必要と考える。**
- そのため、令和7年度からの全国展開は行わず、まずは、
 - ① 特例措置活用自治体における事例集を作成・展開し、関心のある自治体が特例措置を活用できる体制を確保し、活用事例の増加に努める。
 - ② 増加した事例を含め、改めて効果検証を行うとともに、課題に対する対応策を検討する。一方で、幼児教育・保育の無償化の経過措置の対象となっている施設を活用する家庭に不利益が生じないように、**遅くとも、当該経過措置が終了する令和11年度末までに、改めて方向性を見定める**こととしたい。

参 考 資 料

認可外保育施設における特例措置の効果検証等に関する検討委員会 委員名簿

1. 検討委員

氏 名	所 属
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部 教授
佐藤 好美	産経新聞社論説委員室 論説委員
寺本 美幸	沖縄県こども未来部子育て支援課
樋渡 俊江	保育園を考える親の会
堀出 裕明	滋賀県子ども若者部子育て支援課
松田 茂樹	中京大学現代社会学部 教授

(五十音順、敬称略)

2. オブザーバー

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
内閣府地方創生推進事務局

3. 事務局

PwCコンサルティング合同会社

教育・保育施設等におけるこれまでの死亡事故の報告件数等

	幼保連携 型認定こ ども園	幼稚園型 認定こど も園	保育所型 認定こど も園	認可保育 所	小規模保 育事業	一時預か り事業	家庭的保 育事業	病児保育 事業	放課後児 童健全育 成事業 (放課後児 童クラブ)	認可外保 育施設	計
H16	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7	14
H17	-	-	-	3	-	-	-	-	-	11	14
H18	-	-	-	5	-	-	-	-	-	8	13
H19	-	-	-	3	-	-	-	-	-	12	15
H20	-	-	-	4	-	-	-	-	-	7	11
H21	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	12
H22	-	-	-	5	-	-	-	-	-	8	13
H23	-	-	-	2	-	-	-	-	-	12	14
H24	-	-	-	6	-	-	-	-	-	12	18
H25	-	-	-	4	-	-	-	-	-	15	19
H26	-	-	-	5	-	-	-	-	-	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	0	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	5
R3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	5
R4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	5
R5	1	0	0	1	1	0	0	0	3	3	9
計	4	1	1	68	2	1	2	1	3	151	234

出典：「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 施設型給付を受けない幼稚園等については、月額上限2.57万円まで無償化（国立大学附属認定こども園は3.7万円、国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚園は0.04万円まで無償化）
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯のこどもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 認可外保育施設は、①都道府県等に届出を行い、②国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、②について経過措置として、令和12年3月末までの間は、①及び②を満たすことが必要になるが、設備基準等を満たしていないために基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケースに限り、都道府県知事が個別に対象施設を指定することで、無償化の対象となる。

基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置の取り扱いについて

「基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置 令和6年10月から令和12年3月末までの取扱いについて」
(令和6年7月12日こ成保第709号こども家庭庁成育局長通知) 【抜粋】

都道府県知事の指定

- 第213回国会（令和6年通常国会）において成立した、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条が改正され、令和6年10月から令和12年3月末までの間においては、都道府県等への届出を行った基準を満たさない施設のうち、「当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める同条第2項第1号に定める区域をいう。）における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして」都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

指定の考え方

<都道府県知事が指定する対象施設に関する基本的な考え方>

基準を満たしていない施設であって、外国人児童が多い施設や夜間・深夜帯の保育を常態として行っている施設など、

- ・ 設備基準などを満たしていないために、基準を満たすためには相当の期間を要すること（要件A）
- ・ かつ、認可保育所等に転園することが困難であること（要件B）

※ 認可外保育施設として都道府県等に対して届出を行っている必要がある。

<要件Aの考え方>

以下①～③のすべてに該当

- ① 基準のうち、設備基準や有資格者数の基準など、満たすために相当の期間を要する基準のいずれかを満たしていない施設であること
- ② 基準のうち、容易に満たせる基準を満たしている施設であること
- ③ 当該施設が、新経過措置期間中（令和12年3月末まで）に基準を満たすための具体的な計画（達成時期を含む）及び基準を満たすまでの間の安全対策等を定めていることを、都道府県が確認した施設であること

<要件Bの考え方>

言語や保育の利用を必要とする時間帯等の関係で当該施設でなければ利用児童が保育を受けられない場合であり、以下①～③のいずれかに該当

- ① 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね全数が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね全数が外国人である施設で、近隣に当該外国人児童が保育を受けられる認可保育所や基準を満たした施設等がない場合
- ② 夜間・深夜帯の保育（夜8時以降の保育又は宿泊を伴う保育）を常態として行っている施設で、近隣に夜間・深夜帯の保育を行っており、当該利用児童を受け入れられる認可保育所や基準を満たした施設等がない場合
- ③ ①②と同様に、当該施設でなければ利用児童が保育を受けられないと都道府県が認める場合

※ 新経過措置は施設が基準を満たすための猶予期間であることに鑑み、指定の期間については、漫然と最長期間を設定するのではなく、できるだけ早期に基準を満たすことを念頭に、施設が提出した計画等の内容を踏まえ、具体的に検討し、設定することが求められる。

※ 令和6年10月以降の新設施設については、原則、指定の対象外。